

第 何 号

候補者用通常葉書使用証明書

選挙の種類 参議院比例代表

候補者氏名 何 某

上記の者は、平成何年何月何日執行の参議院比例代表選出議員選挙の候補者であつて、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

平成 何 年 何 月 何 日

参議院比例代表選出議員選挙

選挙長 何 某 印

この証明書による使用制限枚数			30,000枚		
選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名			日本郵便株式会社 何		
営業所名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備考	

注 候補者は、上記の日本郵便株式会社の営業所のほか、道府県の選挙管理委員会の所在地の郵便物配達を受け持つ日本郵便株式会社の営業所においても手持ちの通常葉書に表示を受けることができる。

使用上の注意

- 1 候補者用証明書1枚につき、選挙運動用通常葉書の交付又は手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けた枚数の累計が30,000枚となるまで使用することができる。候補者用証明書は、選挙長から候補者1人につき5枚発行される。
- 2 選挙運動用通常葉書の交付又は手持ちの通常葉書に選挙用の表示を30,000枚以上受ける場合は、30,000枚までごとに候補者用証明書1枚を日本郵便株式会社の営業所に提示すること。